

傍 聴 要 領

嬉野市監査委員

- 1 次に該当される方は、傍聴できません。
 - (1) 銃器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 異様な服装をしている者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、陳述を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

- 2 傍聴席では、静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 陳述会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、陳述会場の秩序を乱し、又は陳述会の妨害となるような行為をしないこと。

- 3 傍聴人は、会場内において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはいけません。

- 4 傍聴人がこの傍聴要領に違反するときは、退場していただく場合があります。

- 5 この要領に定めるもののほか、監査委員が必要と認めるときは、その都度監査委員の合議によって決定するものとします。